

電子提供措置の開始日 2023年3月6日

株主各位

**第4期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記

セントラルフォレストグループ株式会社

【連結注記事項】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社トーカン
国分中部株式会社
三給株式会社

(2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 太平洋海苔株式会社
王将椎茸株式会社
透康（上海）商貿有限公司
株式会社ヒカリ
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称 太平洋海苔株式会社
王将椎茸株式会社
透康（上海）商貿有限公司
株式会社ヒカリ
- ・関連会社の名称 株式会社nana's supply
- ・持分法の適用範囲から除いた理由 非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- a. 市場価格のない株式等以外のもの
時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

- b. 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日における最近の決算書を基礎とし、連結貸借対照表については、持分相当額を純額で、連結損益計算書については収益、費用の持分相当額をそれぞれ売上、売上原価で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

- a. 商品・製品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- b. 原材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- c. 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	4年～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(4年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、債務保証の総額から被保証先の返済可能額及び求償債権について回収可能額を控除した額を損失負担見込額として計上しております。

⑤ 修繕引当金

設備の修繕に要する将来の支出に備えるため、修繕計画において合理的に見積もった修繕額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑥ 関係会社整理損失引当金

関係会社の清算に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 簡便法の採用

一部の連結子会社において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業（食料品卸売業）における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

商品の販売に伴う収益は、顧客による商品の検収時点で支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該商品の検収時点で収益を認識しております。

なお、当該取引において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、当該取引については顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート、返品及び事務費の一部等を控除した金額で収益を認識しております。

履行義務の識別に際し、当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。当社グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

当社の連結子会社は得意先より原材料を購入し、工場にて加工を行った上で仕入価格に加工費等を上乗せした製品を当該得意先に対して販売する取引を行っており、これらの取引については当該得意先から受け取る対価の額から当該得意先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務について振当処理の条件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当社の連結子会社は得意先より原材料を購入し、工場にて加工を行った上で仕入価格に加工費等を上乗せした製品を当該得意先に対して販売する取引を行っております。従来は連結損益計算書上、売上高と売上原価を総額表示しておりましたが、売上高と売上原価を純額表示しております。

また、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1億52百万円減少し、売上原価は1億52百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益、期首の利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(未取りペートの相殺処理の時期の変更)

当社の連結子会社である株式会社トークンは、当連結会計年度の期首より買掛金と未取りペートの相殺処理の時期を債務の支払時から債権・債務の確定時に変更致しました。当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。

この変更は基幹システムの変更を契機に、債権債務が確定した時点で相殺処理を行った方が当社グループの財政状態をより適切に表示できると判断したことによるものであります。

この結果、遡及修正を行う前と比べて、前連結会計年度末の連結貸借対照表は、未収入金が414百万円、支払手形及び買掛金が414百万円それぞれ減少しております。

なお、当該会計方針の変更が連結損益計算書及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 債務保証損失引当金の計上

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

債務保証損失引当金 150百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債務保証等に係る損失に備えるため、債務保証の総額から被保証先の返済可能額及び求償債権について回収可能額を控除した額を損失負担見込額として計上しております。

市況の変動及び保証先の経営状況の影響により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,634百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

(減損損失を認識した主な資産及び減損損失額)

場所	用途	種類	金額(百万円)
愛知県一宮市	事業用資産	建物及び構築物他	8

(資産のグルーピングの方法)

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位区分に基づき資産のグルーピングを行っております。また貸貸用資産及び遊休資産については、個々の物件ごとにグルーピングを行い、本社資産等の事業共用で使用する資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失の認識に至った経緯)

当該事業用資産につきましては、投資額に見合った収益性を確保することが困難であり、今後において投資額の回収が見込めないと判断されるため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減少し、当該減少額を減損損失として計上しました。

(回収可能価額の算定方法)

当該事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,781,749株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年2月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	131	15.00	2021年 12月31日	2022年 3月9日
2022年8月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	149	17.00	2022年 6月30日	2022年 9月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	149	17.00	2022年 12月31日	2023年 3月9日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に物流センターの移転、開設を行うための設備投資計画に照らして、必要に応じて資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い短期的な預金等で運用しております。

また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び買掛金並びに未収入金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。このうち一部は、輸出に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクにさらされておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主にセンターの開設に際して不動産の賃貸人に対して差し入れているものであり、差入先の信用リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。このうち一部は、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクにさらされておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	7,406	7,406	—
(2) 差入保証金	2,112	2,098	△14
資産計	9,519	9,505	△14

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「預け金」、「支払手形及び買掛金」並びに「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	299
関係会社株式	114
投資事業組合への出資	47

(注)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,066	—	—	—
受取手形及び売掛金	48,706	—	—	—
未収入金	9,729	—	—	—
預け金	5,306	—	—	—
差入保証金	1,354	440	150	166
合計	80,161	440	150	166

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	7,406	—	—	7,406
資産計	7,406	—	—	7,406

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	2,098	—	2,098
資産計	—	2,098	—	2,098

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを、合理的に見積った返済期日までの期間に対応する利率により割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、愛知県内及びその他の地域において、賃貸物件（土地を含む）を保有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

賃貸物件（土地を含む）を保有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
製品	惣菜	3,882
	農産加工品	796
	小計	4,679
商品	加工食品	145,712
	チルド・冷凍類	64,448
	酒類	77,463
	非食品	7,571
	小計	295,196
その他		12,410
顧客との契約から生じる収益		312,285
その他の収益(注)		363
外部顧客への売上高		312,649

(注)「その他の収益」はリース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

当社グループにおいては、契約資産の残高がなく、また、契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,340円18銭
1株当たり当期純利益	144円47銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

【注 記 事 項】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
(1)子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
(2)その他有価証券
市場価格のない株式等
投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日における最近の決算書を基礎とし、貸借対照表については、持分相当額を純額で、損益計算書については収益、費用の持分相当額をそれぞれ売上、売上原価で取り込む方法によっております。
2. 引当金の計上基準
役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
3. 収益及び費用の計上基準
当社の収益は、子会社からの経営指導料、業務受託料及び受取配当金となります。経営指導料及び業務受託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に与える影響はなく、当事業年度の計算書類に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債務	13百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	698百万円
営業費用	247百万円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は未払費用及び役員賞与引当金の否認額等であります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
株式会社 トーカー	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営管理 業務受託	配当金の受取 (注) (1)	183	—	—
			経営指導料の受取 (注) (2)	100	—	—
			業務受託料の受取 (注) (3)	140	—	—
			出向人件費の支払 (注) (4)	155	未払金	13
国分中部 株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営管理 業務受託	配当金の受取 (注) (1)	117	—	—
			経営指導料の受取 (注) (2)	69	—	—
			業務受託料の受取 (注) (3)	88	—	—
			出向人件費の支払 (注) (4)	89	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (1) 配当金については、剰余金の分配可能額を基礎として合理的に決定しております。
- (2) 経営指導料については、経営の管理、監査及び指導するための契約に基づき決定しております。
- (3) 業務受託料については、業務内容を勘案し契約により決定しております。
- (4) 出向人件費については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,622円62銭
1株当たり当期純利益 34円00銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。